



《報告》職員就業規則等の一部改正について

3月9日(水)人事労務課による説明会「職員就業規則等の一部改正について」があり、過半数代表のみなさんと一緒に職員組合から板村委員長と三瓶副委員長と伊鹿倉が出席しました。説明会后、とりわけ職員休職規定に関して労働条件の不利益変更が危惧されましたので、松江地区事業場過半数総代表を通じ職員組合中央執行委員会の意見(別紙1)を提出しました。その後3月18日(金)に14日付けの意見書に答えるかたちで人事労務課から過半数総代表と職員組合に対し(特に休職中の給与保障に係る)補足説明がありました。以下、中央執行委員会の事後対応についてご報告します。

*

大学側は、職員就業規則の改正根拠として、1)50人以上の私企業において病気休暇が平均90日である、2)法人化後に病気休暇を半減した大学もある、3)病気療養に専念させ早期の職場復帰を促す一方、休職中の人的手当に資する、を挙げました。また、メンタルヘルス相談体制として今年度採用の事務系職員からメンター要員として勤務4年以上の他部局職員を充て始めた旨の説明もありました。

さて、改正(案)のマイナス面として病気休暇から休職の満期終了まで通算3ヶ月の期間減少になることが懸念されます。この点が不利益変更にあたると組合側は指摘しました。しかし下図のように、91日以降の給与が3ヶ月間66/100(現行)から1年間80/100(改正)となり、休職する職員が経済的にも病気療養に専念できるプラス面が認められます。これらを総合的に判断した結果、中央執行委員会としては別紙1「職員就業規則等の一部改正について(意見)」を提出するにとどめた次第です。

(書記次長 伊鹿倉 誠)

現行	病気休暇	1日~90日	---	91日~180日	-----	休職	1年間	---	2年間	通算:3年	6ヶ月
	給与	全額		半額			80/100		0/100		
	共済組合			傷病手当 2/3 保障			傷病手当 2/3 保障 (1年6ヶ月限度)				
				16%上積み	66/100		傷病手当加金支給 (9ヶ月)				
改正	病気休暇	1日~90日	-----			休職	1年間	---	2年間	通算:3年	3ヶ月
	給与	全額					80/100		0/100		
	共済組合						傷病手当 2/3 保障 (1年6ヶ月限度)				
							傷病手当加金支給 (9ヶ月)				

2011年3月14日

松江地区事業場過半数総代表

谷口 隆雄 殿

島根大学職員組合

中央執行委員長 板村 裕之

職員就業規則等の一部改正について(意見)

島根大学職員組合中央執行委員会は、人事労務課の説明会「職員就業規則等の一部改正について」(3月9日15:30~16:40 総合理工1号館第3会議室)を受け、以下の意見を提出させていただきます。

1. 職員就業規則の改正内容、病院診療職員就業規則の改正内容 については条件付きで賛成します。

理由：学生センター、学生支援センター及び外国語教育センターにおける学生サービスの向上、医学部附属病院救急部の専任体制を整備して患者サービスの向上を図るといふ趣旨に賛成します。夜勤2ならば夜勤3は15時間30分に及ぶ長時間勤務であり、業務従事者に過度の負担を強いることが懸念されますが、現場(業務従事予定者)の意見要望を反映した業務効率化を目指すという趣意は評価します。いずれにせよ勤務時間が遵守されなければ、超過勤務の常態化に繋がります。当該部署の長はこの点に十分留意していただきたい。

2. 職員就業規則の改正内容、病院診療職員就業規則の改正内容、職員給与規程、病院診療職員給与規程 職員休職規定 については反対します。

理由：「人事院規則の病気休暇制度の見直しに伴い、所要の改正をするため」と改正理由にありますが、国家公務員ではない島根大学教職員の労働条件に関しては人事院規則の改正に準拠する必要はありません。平成20年3月に施行された「労働契約法」第9条では、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」と定めています。また同法第10条は、労働条件の不利益変更を提案する場合「合理的なものである」ことを使用者側が立証する責任を求めています。

標記の改正内容でも特に職員休職規定 については、休職の始まりを傷病による「病気休暇の期間が引き続き180日(結核性疾患については1年)を超える」(現行規定)が「病気休暇の期間が引き続き90日を超える」(改正規定/案)と半減され、労働者に不利益になる労働条件の変更となっています。島根大学教職員の病気休暇の取得はどういう実態なのか、いかなる必要性和合理的な根拠があって今回改正しなければならないのか、十分な説明を求めます。その上で、とりわけ職員休職規定について島根大学が主体的かつ慎重に取り組んでいただくよう要望します。

《報告》

「入学式における国旗の掲揚に対する要望書」を提出！

去る3月16日(水)に開かれた松江キャンパス各学部教授会において、教育研究評議会報告として、平成23年度島根大学入学式における国歌の演奏が決められたとの報告がありました。また、従来ホールに掲げられていた国旗については、大学旗と並べて舞台背面に張り付けて掲揚することが予定されています。その後、国歌演奏については中止されたとの情報を得ました。島根大学職員組合中央執行委員会としては、一連の事態を深刻に受けとめ、4月1日付けで山本廣基学長宛の要望書を提出いたしました。要望したのは、下記の2点です。今後、団体交渉などを通して、当局の姿勢を質していく所存です。この件につきましてご意見等ありましたら、組合(isibasi@soc.shimane-u.ac.jp)までお願いいたします。

(書記長 横原 茂)

1. 大学における国歌(君が代)、及び国旗(日の丸)の扱いについては、学問の自由と思想信条の自由に深く関わっており、島根大学においても慎重に扱われるべき問題として認識されてきた経緯があります。それにも拘わらず、何故この度、学内論議の手続きが全く取られぬまま、いきなり役員会で上記のような計画が決定されたのか、その経緯と理由を明らかにしていただくよう要望いたします。
2. 国歌、国旗の扱いが学問・思想の自由に深く関わる問題であるが故に、国旗掲揚の方式の変更であっても、学内における扱いが変更される場合には、民主的な合意形成の手続きを経た上で最終的な決定が下されなくてはならないと考えます。今後、学長、及び役員会はこの点に十分配慮していただくよう要望いたします。

《レポート》組合レクリエーション 「島根の新酒を愉しむ会」に参加して



3月17日(木)の組合レク「島根の新酒を愉しむ会」に参加しました。

新酒や他の自信作を持って来て下さった豊の秋、国暉、李白、月山の杜氏さんたちとお話をしながら、お酒を飲み比べできるという夢の企画です。それぞれのお酒の特徴などを聞きながら飲むとたしかに違いが分かり、それぞれの良さに気づきます。他の参加者と話をすると、自分と他の人の好みがどういう風に違うかも分かり、そのやりとりも楽しかったです。さて、今年の流行りなのか、フルーティで華やかなお酒を出してくる蔵が多かったように思います。とはいえ、飲み比べてみると蔵によって香りも味も異なることがよく分かりました。各蔵のお酒の特徴ですが・・・あれこれ飲むうちに分からなくなりました(恥)。いずれ復習せねばと反省しております。

ところで、日本酒と一緒に水(チェイサー)を飲むと悪酔いしません。私が一人ペットボトル持参で参加したのは、沢山飲もうという魂胆だったからではありません。いやホント。

(法文支部 小林亜希子)